

薩妙觀伝考

— 萬葉集人物傳研究(五) —

川上富吉

一 はじめに

萬葉集中に、次の二首の作者として登場する「薩妙觀」について、その傳記考證を試みてみたい。

① 薩妙觀の、詔に應へて和へ奉る歌一首

霍公鳥此處ほととぎすここに近くを來鳴きなききてよ過ぎなむ後のちに驗しるあらめやも

(卷二十、四四三八)

② 薩妙觀命婦の報し贈る歌一首

大夫ますらふと思へるものを大刀たち佩はきてかにはの田居たにに芹子せりぞ摘とみける

(卷二十、四四五六)

①は「先の太上天皇」(元正天皇)の詔に應えた歌であり、②は「葛城王」(橘諸兄)の贈歌(卷二十、四四五五)に報へた歌である。

先ず問題とする點は、「薩妙觀」の「薩」字の字體と讀み、「妙觀」の讀みである。拾穂抄・代匠記・萬葉考などでは「薩」として「サチ」(あるいは「サツ」と字音讀みして以來、近代に入っても多くは「薩」字をとり「サツ」と讀んでいるが、近年、日本古典文学大系本・澤瀉注釋・日本古典文学全集本などでは「薛(あるいは、薛・薛)」として「セチ」と讀んでいる。また、武田全註釋は「ケチ」と讀んでい

る。いずれをとるべきか再考したい。

次に、その傳記について明らかにしたい。雅澄の萬葉集人物傳三の「尼」の項に入れられて以來、豊田八十代・窪田空穂・佐佐木信綱はそれに従つており、いずれも「歸化系の尼」とみているが、尼ではない點を含めて、その生涯をいささか明らかにしてみたい。

二 その氏名の字體と讀み

先ず、薩妙觀の氏名の字體と讀みについて考えてみることにしよう。

『校本萬葉集』に、

① 經妙觀應 詔奉和歌一首

〔本文〕(一)經元薩左二墨序イアリ。右二緒陸アリ。西神薛西右二薛續日本紀アリ。温陸矢京薛。(二)觀元視右二墨觀アリ。

(三)詔元信。(四)歌西詩。

訓(一)京緒訓アリ。次ノ如シ。薛妙觀應。詔奉和歌。西矢京薛妙觀ノ右ニサチノタヘニアリ。温陸妙觀ノ右ニ續日本紀サケノタヘニアリ。

諸説 ○經妙觀代初、經ハ薩ノ誤。

とあるが、これを補足しながら、その表記と読みについて私見をのべようと思う。

『萬葉抄』には、「障・降」とあるが、明らかに誤寫であろう。北村季吟『拾穂抄』は、「薩妙觀」としている。契沖『代匠記初稿本』は、「陞」の字とし、

氏にてはいかによむへしともわきまへす。續日本紀に薩妙觀とふた所まであれば、此集かきあやまてるなるへし。薩は音にても薩人なといふ事あれば、さる事によれる氏なるへし、妙觀は兩字ともに音なるへし。

としているが、『精撰本』に至って、「今按是ハ誤ニテ薩ト云氏ナリ。」と訂正して「サチ・ミヤウクワン」と訓むと考えたようである。荷田信名『萬葉集劄記』には「陞は薩の字也」としながらも「妙觀」は館舎の事歟。」としている。妙なことを指摘しながら「代匠記を可_レ見也」と言っている。賀茂眞淵『萬葉考』では、「今本に陞妙觀と有るは誤也」として「薩妙觀」と訓んでいる。橘千薩『萬葉集略解』は、本文を「陞妙觀」としながらも、「陞は薩の誤なるべし」と言っているが、その読みは示していない。『萬葉考』に同調して「サツ・タヘミ」と讀んだものかと思われる。鹿持雅澄『萬葉集古義』は、本文を「薩妙觀」とし、

薩字、舊本に陞と作るは、誤寫しなること著し、又古寫本に障とあるも非なり、今は異本、拾穂本等并續紀とによりてしるしつ。

としている。近代に入って、井上通泰『萬葉集新考』は、本文を「陞」とするも「薩の誤とすべし」として、読みは示していない。また、折口信夫『口譯萬葉集』も本文に「薩」とするも読みを示していない。以來、「薩」字をとり、「サツ」と訓むものに、鴻巣盛廣『萬葉集全

釋』、澤瀉久孝・森本治吉『作者類別年代順萬葉集』、豊田八十代『萬葉集總釋』、窪田空穂『萬葉集評釋』、土屋文明『萬葉集私注』、日本古典全書本『萬葉集』・竹内理三他編『日本古代人名辭典』などがある。なお、「薩」字とするも、読みを「セチ」とするものに櫻井滿『現代語訳対照万葉集』がある。

また、「薛(薛・陞)」字體をとるものには、武田祐吉『萬葉集全註釋』、日本古典文学大系本『萬葉集』・澤瀉久孝『萬葉集注釋』、日本古典全集本『萬葉集』、有精堂版『萬葉集事典』があり、多くは「セチ」とするが、武田祐吉『萬葉集全註釋』のみ「ケチ」としている。ところで、『倭名鈔』をみると、「卷五、西海國」中に、

薩(薩)摩_{敬豆}

とあって、「サツ」と訓むことが知られるし、『新撰字鏡』(卷五、草部)に、

薩 薛 二形同

とあって、混用されていたことがわかる。なお、日本古典文学大系本『日本書紀』では、「薩」としていることなどからみて、私見としては、「薩」字體をとり、「サツ」と讀むべきであるとしたい。

名の「妙觀」は、「タヘミ」と訓讀せずに『代匠記』の指摘通り「メウクワン(ミヤウクワン)」と字音で讀むべきであろう。

以上の結果「薩妙觀」と書き、「サツ・ミョウカン」と讀むこととしたい。

三 その傳記

(一) 研究的展望

次に、その「薩妙觀」の傳記について考えてみよう。

萬葉集本文に、「薩妙觀命婦」(卷二十、四四五五・四四五六)とあ

つて、『拾穗抄』には、「命婦也、奥に在」とだけあるが、『代匠記』初稿本には、

元正紀云。養老七年春正月丙子、○大宅朝臣諸姊、薩妙觀并從五位上。聖武紀云。神龜元年五月辛未、從五位上薩妙觀賜姓河上忌寸。天平九年二月戊午、天皇臨朝授。○從五位上河上忌寸妙觀、大宅朝臣諸姊、並正五位下。

と、續日本紀に見える薩妙觀と同一人としている。以來、それに従うものが多いが、中で鹿持雅澄は『萬葉集人物傳』三に、「尼」の項にとり入れているが、以來、尼とみるものに、豊田八十代『萬葉集總釋』は、

歸化の尼で、元正天皇に仕へた人であらう。薩は姓である。

とし、窪田空穂『萬葉集評釋』は、

「薩」は氏、「妙觀」は尼としての名である。歸化人の系統であらう。

とし、佐佐木信綱『評釋萬葉集』は、

歸化人の尼で、元正天皇に仕へた人と思はれる。

とし、いずれも「歸化系の尼」とみており、土屋文明『萬葉集私注』では「新羅系であらうか」としている。

私見としても、歸化系の人物であるとする點は同じであるが、いささか資料を再點検してみることにしよう。

(二) 薩妙觀の記録

薩妙觀の名の見える記事は、『代匠記』が指摘した『續日本紀』の記事三カ所と、萬葉集卷二十の二カ所の計五カ所であるが、それを示せば、

- ① 〔癸亥〕丁卯朔十 七年春正月丙子。天皇御。中宮。授。從三位多治比真人池守。正三位。正四位下阿倍朝臣廣庭。正四位下息長王。並正四位上。從四位上六人部王。正四位下。從四位下大石王。從四位上。无位栗栖王。三嶋王。春日王。並從四位下。正五位下葛木王。正五位上。无位志努太。王。從五位下。從四位上阿倍朝臣首名。石川朝臣石足。百濟王南典。並正四位下。正五位上大伴宿祢道足。紀朝臣男人。並從四位下。正五位下阿倍朝臣船守。從五位上調連淡海。並正五位上。從五位上鴨朝臣堅麻呂。正五位下。從五位下引田朝臣真人。路真人麻呂。紀朝臣清人。大伴宿祢祖父麻呂。土師宿祢豐麻呂。津守連通。並從五位上。正六位上引田朝臣秋庭。河邊朝臣智麻呂。紀朝臣猪養。波多真人足嶋。阿曇宿祢坂持。布勢朝臣國足。息長真人麻呂。角朝臣家主。高橋朝臣嶋主。平群朝臣豐麻呂。石川朝臣樽。中臣朝臣廣見。石川朝臣麻呂。余仁軍。正六位下船連大魚。河内忌寸人足。丸連男事。志我門連阿弥太。越智直廣江。堅部使主石前。高金藏。高志連惠我麻呂。並從五位下。又授。夫人藤原朝臣宮子。從二位。日下女王。廣背女王。栗田女王。六人部女王。星河女王。海上女王。智努女王。葛野女王。並從四位下。他田舍人直刀自賣。正五位上。太宅朝臣諸姊。薩妙觀。並從五位上。大春日朝臣家主。從五位下。
- (續日本紀、元正天皇、養老七年一月十日條)
- ② 十三 辛未。從五位上薩妙觀。賜姓河上忌寸。從七位下王吉勝。新城連。正八位上高正勝。三笠連。從八位上高益信。男採連。從五位上吉宜。從五位下吉智首。並吉田連。從五位下都能兒麻呂。羽林連。正六位下賈受君。神前連。正六位下樂浪河内高丘連。正七位上四比忠勇。權

野連。正七位上荆軌武香山連。從六位上金老良。金元吉並國看連。正七位下高昌武殖規連。從七位上王多寶蓋山連。勳十二等高祿德清原連。无位伯祁乎理和久古衆連。從五位下吳蕭胡明御立連。正六位上物部用善物部射園連。正六位上久米奈保麻呂久米連。正六位下賀難大足長丘連。正六位下胛巨茂城上連。從六位下谷那庚受難波連。正八位上荅本陽春麻田連。

(續日本紀、聖武天皇、神龜元年五月十三日條)

③ 先の太上天皇の御製の霍公鳥の歌一首日本根子高瑞日清
足姬の天皇なり
霍公鳥なほも鳴かなむもとつ人かけつつもとな吾を哭し泣くも

(卷二十、四四三七)

薩妙觀の、詔に應へて和へ奉る歌一首

霍公鳥此處に近くを來鳴きてよ過ぎなむ後に驗あらめやも

(卷二十、四四三八)

④ 天平元年、班田の時の使葛城王の、山背國より薩妙觀命婦等の所に贈る歌一首序子の裏に
調へたり

あかねさす晝は田賜びてぬばたまの夜の暇に摘める芹子これ

(卷二十、四四五五)

薩妙觀命婦の報し贈る歌一首

大夫と思へるものを大刀佩きてかにはの田居に芹子を摘みける

(卷二十、四四五六)

右の二首は、左大臣讀めりと爾云へり。左大臣は葛城王、後
に橘の姓を賜へり

⑤ 乙巳朔十四
二月戊午。天皇臨朝。授從四位下栗林王從四位上。无位三使

王。八鈞王並從五位下。從四位上橘宿祢佐爲正四位下。從五位上藤原朝臣豐成正五位上。正六位上多治比真人家主。外從五位下佐伯宿祢淨麻呂。阿倍朝臣豐繼。下朝臣眞備並從五位下。正六位上三使連人麻呂外從五位下。四品水主内親王。長谷部内親王。多

紀内親王並授三品。夫人无位藤原朝臣二人並正三位。正五位下縣犬養宿祢廣刀自。无位橘宿祢古那可智並從三位。從四位上多伎王正四位下。從四位下檜前王從四位上。无位矢代王正五位上。從五位下住吉王從五位上。无位忍海王從五位下。從四位下大神朝臣豐嶋從四位上。從五位上河上忌寸妙觀。大宅朝臣諸姊並正五位下。從五位下曾祢連五十日虫。大春日朝臣家主並從五位上。无位藤原朝臣吉日從五位下。正六位上大田部君若子。從六位上黃文連許志。從七位上文部直刀自。正七位上朝倉君時。從七位下尾張宿祢小倉。正八位下小槻山君廣虫。无位廬郡君並外從五位下。

(續日本紀、聖武天皇、天平九年二月十四日條)

となる。

(白)音博士薩弘恪について

ところで、「薩妙觀」以外に、「薩」を名乗る人物で記録に見えるものを探すと、興味深い人物として、本朝に歸化した「薩弘恪」がいる。

薩弘恪なる人物は、『日本書紀』の持統天皇三(六八九)年六月十九日條に、

賜大唐續守言、薩弘恪等稻。各有差。

とあって、何故の賜稻か明らかではないが、二年後の、持統天皇五(六九一)年九月四日條に、

賜音博士大唐續守言・薩弘恪、書博士百濟末士善信、銀人廿兩。

とあり、また翌、持統天皇六(六九二)年十二月十四日條に、

賜_二音博士續守言・薩弘恪水田一人四町。

とあって、銀二十兩、水田四町を賜うているが、これはいずれも「音博士」としての賞賜であろうから、持統三年時も音博士であったかと思われる。あるいは、持統天皇三年六月二十九日に、「諸司に令一部二十二卷班ち賜ふ」とある「令」（おそらく「淨御原令」であろう）の撰修作業に加擔するところがあつた故の賜稻かとも考えられる。それは、後に、文武天皇四（七〇〇）年六月十七日條に、

甲午、^{十七}勅_二淨大參刑部親王。直廣壹藤原朝臣不比等。直大貳粟田朝臣眞人。直廣參下毛野朝臣古麻呂。直廣肆伊岐連博得。直廣肆伊余部連馬養。勤大壹薩弘恪。勤廣參土部宿禰。勤大肆坂合部宿禰。務大壹白猪史骨。追大壹黃文連備。田邊史百枝。道君首名。狹井宿禰尺麻呂。追大壹鍛造大角。進大壹額田部連林。進大貳田邊史首名。山口伊美伎大麻呂。直廣肆調伊美伎老人等。撰_二定律令。賜_二祿各有_一差。

とあって、大寶律令の撰定に參畫してその功により祿を賜うていることから類推できるのである。また、ここに「勤大壹」とある官位は養老令の「正六位上」に相當するし、同じく養老の「官位令」によれば音博士は「從七位上」相當官であつた。

音博士については、「職員令」の大_二學寮條に、

大學寮

頭一人。掌。簡試學生。及釋奠事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。博士一人。掌。教授經業。課試學生。助教二人。掌。同博士。學生四百人。掌。分受經業。音博士二人。掌。教音。書博士二人。掌。教書。算博士二人。掌。教算術。算生三十人。

掌。習算術。使部二十人。直丁二人。

とあって、「音博士二人。掌らむこと、音教へむこと」とある。大學生一般に唐の標準音（いわゆる漢語）を教授したものと推定されているが、この音博士の初見はこの持統五年時の續守言・薩弘恪の二人で、その後、名の明らかなのは神護景雲元年二月七日條ほかに袁晉卿の名がみえるのみである。この持統五年時の音博士について、日本古典文学大系本『日本書紀』の頭注は、

当時日本で行われていた字音は揚子江下流地域の音で、それは隨唐の統一によつて都が北方に移つてからは田舎の旧式な發音と見られるようになったので、中国北方の標準的發音を大学生四百人及び僧侶に教授したのであろう。北方音に習熟しなければ得度させないという通達が何度か出されている。しかし、結局、北方音は広くは行きわたらなかつた。

とし、日本思想大系本『律令』の補注には、

初見は續守言と薩弘恪（書紀、持統五年九月條）。いずれも唐人。續守言は鬼室福信らが百濟で獲た俘虜。薩弘恪は後に大寶律令制定に加わる。唐人を音博士としたことは、これまで日本に広まっていた華中、揚子江下流地方の音（いわゆる吳音）に対し、華北における隨・唐の標準音（いわゆる漢音）を教育するためと思われ、その後奈良時代にかけてしばしば僧尼にまで漢音で經典を読むように強制したが、ついて徹底しなかつた。

とある。その間の經緯を、築島裕『国語の歴史』第二章「漢音と吳音」に詳しいので少し長いが引用しておく。

續守言等、筑紫に至る」とあり、天智天皇二（六六三）年二月條に「佐平福信、唐の俘續守言等を上げ送る」とあって、羅唐連合軍により潰滅した百濟軍からの捕虜として日本に護送されて来た人物であることがわかる。その續守言が二十六年後の持統天皇三（六八九）年には音博士であつて稻を賜わるといふ程に好遇されており、音博士としての記録は持統天皇六年まで見えるのである。齊明天皇七年から持統天皇六年までの二十九年間、日本に居たことは確實で、この持統天皇六年以後に日本で死没したものとと思われる。では來朝時何歳であつたのだろうか。推定の根據は正確ではないが、持統天皇三年時に音博士であつた點からみて、當時若くとも四〇代後半であつたらうと考え、齊明天皇七年時には二〇代と考えてみたい。また、「續守言等」とあるから、「薩弘恪」もその俘虜の一員であつたとみられているが、ところで、白村江の敗戦後五年を経た天智天皇七（六六八）年以後は、毎年あるいは隔年に新羅からの貢調使が來朝し、特に、天武天皇の時代（六七三〜六八六年）は頻繁に毎年のように貢朝し、年によつては三回も續けざまに來朝しているし、さらに、歸化する者の記事があるとつたように、新羅からの來朝者・歸化人の多さからみて新羅系の渡來者とみてよいであらう。例えば、天武天皇八年時の新羅國使薩蘂生が歸國したその年の十一月二十四日條に「新羅遣沙浪金若弼・大奈末金原升進調。則習言者三人、從若弼至。」とあつて「習言者」三人は、日本語を學習する者の意であらうから、これらとの關連を想定してみるのも面白い。だが、今のところ一應、續守言と同時に、齊明天皇七年に來朝した新羅系人物とみておくことにしよう。

さて、この音博士薩弘恪は、持統天皇三（六八九）年から文武天皇四（七〇〇）年までの十二年間、命婦薩妙觀は、養老七（七二三）年から天平九（七三七）年までの十五年間、その名が記録に見えることから推定して、妙觀は弘恪の娘であらうと思われる。それも、日本において出生したものと思われる。この音博士の娘という點が、葛城王（橘諸兄）との贈答歌の一つの機縁となつたかと思われるのである

が、そのことは、別の機會に言及することにしよう。
 ④歸化系であり、尼僧ではなく、命婦であること。

①の養老七（七二三）年一月十日の記事に、「薩妙觀」とあつて、「從五位上」の敍位にあずかつているから尼僧ではあるまい。

②の神龜元（七二四）年五月十三日の記事に、「河上忌す」の氏姓を賜つていふことがみえるが、「忌す」姓は歸化系の人物に與えられたものであるし、この年二月四日條にみえる、聖武天皇即位の詔に、

ツカサカサニ ヲツカヘ マツル 官々 仕奉 韓人部 一人二人尔 其負而 可仕奉 姓名賜
 賜

とあり、その三月後の五月十三日に、薩妙觀を含めた二十數氏のいづれも歸化人系に新しい氏姓を賜うていふことからみても、「歸化系」であることはほぼ確定できるのである。さらに、この記事で注目すべきは、賜氏姓者の筆頭に列し、位階も從五位上で最高位にあることである。また「韓人」とあるが、先に見た新羅國使の例から言つても新羅系統であることも確定できよう。

③④に「命婦」とあり、④は、續日本紀の聖武天皇の天平元年三月二十三日條に、

廿三 癸丑。太政官奏曰。令下諸國。停四丈廣繩。皆成六丈狹繩。又班口分田。依令收授。於事不便。請悉收更班。並許之。

とあつて葛城王班田使の事が分明できるし、⑤に「從五位上」から「正五位下」に昇敍している點から見ても、僧尼ではないといえよう。すくなくとも、養老七（七二三）年から天平九（七三七）年までの、その十五年間は尼僧ではなく「命婦」であつたことになるはずである。それも、元正天皇側近の命婦の中でも際立つて才氣歌才のあつた女性であつたと思われる。

養老七年と天平九年の二回、共に同位敍位に與つた同僚(命婦)と思われる人物に大宅朝臣諸姊がいるが、この人物は、養老七(七二二)年正月に「從五位上」に敍せられ、天平八(七三六)年七月および八月には内侍司牒に「典侍、從五位上」と署し、九年二月には「正五位下」、十一年一月には「從四位下」と昇敍し、十五年四月には、僧良辯の宣に依り金光明寺に大灌頂經一帙を貸與した。時に「大宅命婦」とあり、十六年十二月に在京人漆部連豊嶋を、十七年四月に備前國人宗我部人足を、それぞれ優婆塞として貢進したが、十七年七月二十三日「典侍從四位上大宅朝臣諸姊卒。」と見える。妙觀の名は天平九年以後見えないし、卒傳も記録されていないが、諸姊と同じく「内侍司」の女官で「典侍」ていどであったらうと推定してまちがえはないであろう。

ところで、「内侍司」は、『後宮職員令』によって、その職名・定員・職掌などをみてもみると、

尚侍二人。掌。供奉常侍。宣讀。宣傳。檢校女孺。兼知内外命婦朝參。及禁内禮式之事。典侍四人。掌同尚侍。唯不得奏請。宣傳。若無尚侍者。得奏請。宣傳。掌侍四人。掌同典侍。唯不得奏請。宣傳。女孺一百人。

とあって、後宮十二司の筆頭に置かれていて、天皇の日常生活に常侍し、勅や奏を取次ぎ、女孺の監督・内外命婦の朝參・官中の儀禮をつかさどり、男官の中務省に相當する。職事は尚侍二人、典侍四人、掌侍四人があり、その下に散事の女孺百人がいた。薩妙觀が命婦であった期間は、元正朝の末から聖武朝の初めにかけてであるが、③④によれば、元正天皇(太上天皇)に側近奉仕したものと推定でき

る。元正太上天皇に親しく奉仕した事實の明らかかな命婦で、作歌の傳わる人物には、薩妙觀の他に次の二人がいる。

太政大臣藤原家の縣犬養命婦、天皇に奉る歌一首

天雲をほろに踏みあだし鳴神も今日にまさりて長けめやも

(卷二十、四二三五)

右の一首は、傳誦するは掾久未朝臣廣繩なり。

とみえる「縣犬養命婦」は、葛城王(橋諸兄)の母であり、藤原不比等の室となって光明子(聖武皇后)を生んだ「内命婦正三位縣犬養橘宿彌三千代薨。」(續日本紀、天平五年正月十一日條)とある人物である。元正天皇の養老五年五月に、元明太上天皇不豫のため天下に大赦し、淨行者を入道せしめ、十二月には、右大辯從四位上笠朝臣が、太上天皇のために出家入道することを請願したが、これを許可したが、十九日には、正三位縣犬養橘宿彌三千代が出家入道したのを理由に食封資人を辭退したところ、優詔して許さなかつたところがあるが、この一首はこの時の作ではないかと推定したい。

次に、

冬の日ゆけひに朝負あそひの御井みいに幸いでし時に、内命婦石川朝臣、詔に應

へて雪を賦ふする歌一首 諱を昌姿あきほといふ

松が枝まつがえの地に着つくまで降る雪を見ずてや妹いもが隠かくり居ゐるらむ

(卷二十、四四三九)

ここに、水主内親王饗膳安からずして、果日あきひ參りたまはず。因りてこの日を以て、太上天皇侍孺みことりらに、勅して曰く、「水主内親王に遣らむために、雪を賦し歌を作り奉獻れ」とのりたまふ。ここに、諸の命婦等歌を作るに堪へずして、この石川命婦のみ獨りこの歌を作りて奏す。

右の件の四首、上總國大掾正六位上大原真人今城傳誦して云爾。年月未だ詳らかならず。

とみえる「内命婦石川朝臣」は、大伴安麻呂に嫁し、坂上郎女を生んだ石川女郎のことである。水主内親王の薨去は天平九年八月二十日であるから、この歌はその頃に作られたことがわかる。すると左註に「ここに諸命婦等歌を作り堪へず。しかるに此の石川命婦、獨り此の歌を作りて奏しき」とあることからみて、薩妙観はこの「諸命婦等」の中にはいなかったということになるのだろうか。太上天皇と薩妙観との唱和歌およびこの石川朝臣の應詔歌は同じく左注に「上總國の大掾正六位上大原真人今城傳へ誦みて爾云へり」とあつて、大原真人今城は、元、今城王と稱した王族で、橘諸兄・大伴家持らと親しい歌人でもあつた人物が傳誦した歌語りであるから、かなり信憑性があると思つてよい。とすると、薩妙観はこの年大流行した疱瘡のために羅病し他界したかとも想像したい。「六月甲辰朔廢朝。以百官人患疫也。」。「是年春。疫瘡大發。初自筑紫來。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼沒死。不可勝計。近代以來未有也」と記された。なお、ちなみにこの年に物故した人物は『續日本紀』によれば參議民部卿正三位藤原房前(四月十九日)・散位從四位下大宅朝臣大國(六月十日)・大宰大貳從四位下小野朝臣老(六月十一日)・散位正四位下長田王(六月十八日)・中納言正三位多治比真人縣守(六月二十三日)・散位從四位下大野王(七月五日)・參議兵部卿從三位藤原朝臣麻呂(七月十三日)・散位從四位下百濟王郎眞(七月十七日)・正一位左大臣藤原朝臣武智麻呂(七月二十五日)、中宮大夫兼右兵衛率正四位下橘宿彌佐爲(八月一日)、參議式部卿兼大宰帥正三位藤原朝臣宇合(八月五日)などがある。

四 おわりに

以上、簡畧に薩妙観の傳記についていささか考えてみたが、その活躍した元正天皇と橘諸兄の時代と、その文學的動向、特に、その擔い手たる命婦たちの役割を動態的に捉らえてみなければならぬのだが、その點は、薩妙観の作品研究として別の機會に論及してみたい。

今回はその氏姓名・系譜・閱歷などを大畧粗描するところで筆を擱くことにするが、大方のご教示ご叱正をお待ちします。

〔付記 小稿は、昭和五十二年度上代文學會大會の研究發表において「薩妙観傳考」と題して口頭發表したもの的一部に補筆したものである。〕